



2018年8月21日

各 位

会社名 株式会社ドリームインキュベータ
代表者名 代表取締役社長 山川 隆義
(コード番号 4310 東証第一部)
問合せ先 取締役 原田 哲郎
(TEL 03-5532-3200)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2018年8月21日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 処分の概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 処分期日 | 2018年9月10日 |
| (2) 処分株式数 | 170,000株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき1,997円 |
| (4) 処分総額 | 339,490,000円 |
| (5) 処分予定先 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(役員報酬B I P信託口) 33,000株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(株式付与E S O P信託口) 137,000株 |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。 |

2. 処分の目的および理由

当社は、2018年8月21日開催の取締役会において、当社の役職員の中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、かつ、優秀な人材を確保することを目的として、株式交付型インセンティブ・プランである「役員報酬B I P信託」（以下「B I P信託」という。）及び「株式付与E S O P信託」（以下「E S O P信託」といい、B I P信託とあわせて「本制度」という。）の継続及び本制度の継続に伴う自己株式の処分について決議しました。なお、本制度の概要につきましては、本日発表いたしました「株式交付型インセンティブ・プランの継続及び追加拠出に関するお知らせ」をご参照下さい。

本自己株式処分は、本制度に対する金銭の追加拠出に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結する役員報酬B I P信託契約及び株式付与E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき本制度の対象となる2019年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度に当社役職員に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は2018年3月末現在の発行済株式総数10,300,600株に対し1.65%（小数点第3位を四捨五入、2018年3月末現在の総議決権個数100,813個に対する割合1.69%）となります。

<信託契約の概要>

(1) 制度の名称	役員報酬B I P信託	株式付与E S O P信託
(2) 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
(3) 信託の目的	当社取締役に対するインセンティブの付与	当社従業員に対するインセンティブの付与
(4) 委託者	当社	
(5) 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
(6) 受益者	当社取締役のうち受益者要件を充足する者	当社従業員のうち受益者要件を充足する者
(7) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
(8) 信託契約日	2014年7月31日	2014年5月13日
	2018年9月10日付で変更予定	
(9) 変更前の信託期間	2014年7月31日 ～2021年8月31日	2014年5月13日 ～2021年8月31日
(10) 変更後の信託期間	2014年7月31日 ～2026年8月31日（予定）	2014年5月13日 ～2026年8月31日（予定）
(11) 議決権行使	行使しないものとします。	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

払込金額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2018年8月20日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である1,997円としています。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしましたのは、取締役会決議日直近の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると考えたためです。

また、当該処分価額は東京証券取引所における当該取締役会決議日の直前1カ月間（2018年7月23日から2018年8月20日まで）の終値の平均値である2,165円（円未満切捨て）に92.24%（ディスカウント率7.76%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前3カ月間（2018年5月21日から2018年8月20日まで）の終値の平均値である2,211円（円未満切捨て）に90.32%（ディスカウント率9.68%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前6カ月間（2018年2月21日から2018年8月20日まで）の終値の平均値である2,453円（円未満切捨て）に81.41%（ディスカウント率18.59%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員である取締役3名（全員が社外取締役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続き

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上